

令和6年9月25日

生活保護法等指定医療機関・指定薬局 御中

東大阪市 生活支援部

医療扶助のオンライン資格確認における紙の医療券・調剤券の発行について（お知らせ）

平素は、本市の生活保護行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年8月27日付の通知「医療扶助のオンライン資格確認運用開始について」にて、医療扶助のオンライン資格確認運用開始についてお知らせさせていただき、あわせて、本市の電子申請システムにおいて医療機関様における生活保護版オンライン資格確認のご対応状況について調査をさせていただいております。

その中で、医療券・調剤券の送付を要さず、データによる確認のみでよい場合は電子申請システムにおいて別段の申込をしていただくことで、マイナンバーカードの保険証利用登録が完了している被保護者の紙の医療券・調剤券を発行しないように変更することが可能と案内をしておりましたが、システムに不具合があり、この運用を行った場合、通常業務の一部に支障が出ることが発覚いたしました。

そのため、電子申請システムにおいて、「紙の医療券・調剤券が不要」と登録をいただいた医療機関様及び調剤薬局様にも、当面の間、マイナンバーカードの保険証利用登録が完了している被保護者分についても、紙の医療券・調剤券を発行させていただきます。

システムの不具合が解消し、別段の申込の内容をシステムに反映させることが可能となり次第、本市ウェブサイトにて改めてお知らせいたします。

大変ご迷惑をおかけし、申し訳ございません。どうぞよろしく願いいたします。

（お問い合わせ先）

東大阪市生活支援部

生活福祉室生活福祉課

06-4309-3226

担当：坂本、堀、浅井